

北本市営駐車場設置及び管理に関する条例

1 趣旨

他自治体では、市営駐車場に関する条例に使用期間の制限等の明記がなく、長期放置駐車車両への対処に支障が出ている事例がある。

当市の「北本市営駐車場設置及び管理に関する条例」においても、使用期間の制限及び同車両に対する措置については明記されていないことから、駐車場の適正管理のために改正を行うもの。

2 主な内容

(1) 使用期間の制限	1 回の利用を 7 日に制限する。
(2) 車両調査	<ul style="list-style-type: none">・ 必要な限度において車両を調査することが出来る。・ 調査した場合において必要があるときは、警察その他関係機関に通報する等適切な措置をとる。
(3) 撤去の勧告	<ul style="list-style-type: none">・ 期限を定めて車両を撤去するよう勧告できる。・ 利用者等が判明しないときは、当該自動車に自己負担で車両の撤去を求める旨記載した書面を貼付することができる。
(4) 撤去命令	<ul style="list-style-type: none">・ 勧告を受けた利用者等が、当該勧告に従わないときは、期限を定めてその者に対し、撤去を命ずることができる。

北本市営駐車場設置及び管理に関する条例

3 駐車時間の制限

- 他市の日数を参考に当市は7日間の利用に制限する。

※他市の駐車場管理に関する条例（参考）

自治体	使用の制限 (日数)
熊本市	7日
北斗市	
八王子市	
神戸市	
能美市	5日
小山市	

4 施行期日

令和4年4月1日